

議案第14号

交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

交野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年2月26日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 第7期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の対象及び金額の変更並びに介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 交野市介護保険条例の一部を改正する条例案

### 交野市介護保険条例の一部を改正する条例

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「30,540円」を「32,160円」に改め、同項第2号中「39,720円」を「41,880円」に改め、同項第3号中「45,840円」を「48,240円」に改め、同項第4号中「55,020円」を「57,960円」に改め、同項第5号中「61,080円」を「64,320円」に改め、同項第6号中「73,320円」を「77,280円」に改め、同号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「79,440円」を「83,640円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号中「91,620円」を「96,480円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第9号中「100,800円」を「106,200円」に改め、同項第10号中「109,980円」を「115,800円」に改め、同項第11号中「116,100円」を「122,280円」に改め、同項第12号中「119,160円」を「125,520円」に改め、同項第13号中「122,160円」を「128,640円」に改め、同条第2項中「平成27年度及び平成28年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「27,540円」を「29,160円」に改める。

第17条中「第1号」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 改正後の交野市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、

平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。